ローゼンヴィラはま野デイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が運営するローゼンヴィラはま野デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、高齢者等が要介護状態になった場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

２　事業所は、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の保持、並びに利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るものとする。

３　事業所は、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

４　事業所は、指定地域密着型通所介護事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う様に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　ローゼンヴィラはま野デイサービスセンター

（２）　所在地　千葉県千葉市中央区南生実町４６１－２

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　管　　理　　者　　１名（介護老人福祉施設と兼務）
事業所の職員、業務の管理及び地域密着型通所介護計画の作成を行う。但し、介護支援専門員及び同一敷地内の他の事業所との兼務は可能とする。

（２）　生 活 相 談 員　　１名以上
利用者又はその家族との相談の上、地域密着型通所介護計画をもとにサービスの提供方法等について十分な説明を行う。

（３）　看　護　職　員　　１名以上
利用者の健康管理を行う。）

（４）　介　護　職　員　　２名以上
地域密着型通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。

（５）　機能訓練指導員　　１名以上

利用者に必要な機能訓練を行う。

（６） 管 理 栄 養 士　　１名

利用者に必要な栄養改善を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１） 営　業　日　　１２月２９日から１月３日までを除く月曜日から土曜日とする。（祝祭日含む）但し、これ以外の日であっても臨時で営業を行う場合がある。

（２） 営 業 時 間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３） ｻｰﾋﾞｽ提供時間　　午前９時３０分から午後４時００分までとする。（送迎時間を除く）管理者が必要と認めた場合はその限りではない。

（４） 利用者定員　　１８名とする。（通所介護相当サービスを含む。）

（定員の遵守）

第５条の２　事業所は、前条の利用定員を超えてサービスの提供を行わない。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

（地域密着型通所介護の内容）

第６条　指定地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

（１） 生活相談（相談援助等）

（２） 機能訓練（日常動作訓練等）

（３） 介護サービス

（４） 介護方法の指導

（５） 健康状態の確認

（６） 送迎

（７） 入浴

（８） 食事

（地域密着型通所介護の利用料等）

第７条　指定地域密着型通所介護を提供した際の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し法定代理受領サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

２　前項に関わらず、食費についてはその費用の全額を徴収する。

３　事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合は、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が発生しないようにする。

４　事業所は、第１項、第２項のほか、次に掲げる費用を徴収する。金額については別表に定める金額とする。

（１） オムツ代

（２） 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

５　事業所は、前項のサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施区域）

第８条　通常の事業の実施区域は、千葉市(中央区、緑区)とする。

（サービス利用に当っての留意事項）

第９条　利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

２　利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当っては、本来の用法に従い使用する事とし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

３　事業所は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

４　事業所は、その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第９条の２　事業所は、利用者またはその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求または言動等により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切なサービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

２　前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

（１）暴言、暴力、威圧的な言動、人格を否定する発言

（２）業務の範囲を超える過度または不当な要求

（３）合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

（４）その他、職員の就業環境を著しく害する行為

３　事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

４　事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

５　カスタマーハラスメントが継続し、または著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者またはその家族等と協議を行うことがある。その際、利用契約を解除する場合がある。

（緊急時などにおける対応方法）

第１０条　事業所は、指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

（業務継続計画の策定等）

第１１条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、介護職員その他の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年２回以上及び新規採用時に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第１２条　事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、非常災害に備え、年２回、避難、救出その他必要な研修・訓練を行うこととする。

２　事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のために、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　前項に規定する訓練の実施に当たって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待の防止）

第１２条の２　事業所は、『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律』の趣旨に則り、利用者への虐待を未然に防止するために、虐待防止に関する責任者を配置するとともに職員に対して虐待防止に関する研修を実施する等、必要な管理体制を整備することよって、利用者の権利利益の擁護を図るものとするために、以下の措置を講じるものとする。

（１）　虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を講じる委員会の設置を行う。

（２）　虐待防止のための指針の策定と従業者への周知を行う。

（３）　虐待防止のための研修を新規採用時開催すると共に、年２回以上の研修を実施する。

（４）　虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者の配置を行う。

（衛生管理等）

第１３条　事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとと

もに、医療品・医療用具の管理を適切に行う。
２　事業所は、感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講ずる。
３　事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。
４　施設は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年２回以上及び新規採用時に研修・訓練を行うものとする。

（掲示）

第１４条　事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。
２　前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える事が出来るものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１５条　事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
２　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
３　事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に揚げる措置を講じるものとする。
（１）　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
（２）　事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
（３）　事故発生の防止のため委員会（オンライン等）及び職員に対する研修を新規採用時開催すると共に、年２回以上の研修を実施する。

（その他の運営についての留意事項）

第１６条　事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（１）　採用時研修　　採用後４か月以内
（２）　継続研修　　年３回
２　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程及び「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成２４年千葉市条例第６６号）に定める事項を踏まえ、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１３年９月１日から施行する。

平成１３年１０月　１日　一部改正
平成１３年１２月　１日　一部改正
平成１４年　２月　１日　一部改正
平成１４年　４月　１日　一部改正
平成１７年　６月　１日　一部改正
平成１７年１０月　１日　一部改正
平成１８年１０月　１日　一部改正
平成１９年１２月２０日　一部改正
平成２０年１２月　１日　一部改正
平成２１年１０月　１日　一部改正
平成２２年　８月　１日　一部改正
平成２４年　１月　１日　一部改正
平成２４年　４月　１日　一部改正
平成２５年　５月　１日　一部改正
平成２７年　８月　１日　一部改正
平成２８年１１月　１日　一部改正
令和　元年１０月　１日　一部改正
令和　２年　４月　１日　一部改正
令和　４年　４月　１日　一部改正
令和　４年　９月　１日　一部改正
令和　５年　４月　１日　一部改正
令和　５年１１月　１日　一部改正
令和　６年　４月　１日　一部改正
令和　７年　９月　１日　一部改正
令和　８年　９月　１日　一部改正
令和　８年１０月　１日　一部改正

別表１

サービスの提供に要する有料サービス一覧表

令和８年９月１日現在

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
複写物交付サービス	当事業所の資料が必要な場合、コピー機にて複写物を交付いたします。但し、Ａ４サイズを基本といたします。 (財務諸表類、事業計画書、実績報告書など)	1 枚　20 円
各種証明書交付サービス	当事業所が交付する証明書などが必要な場合にご利用いただけます。 ① 在籍証明、サービス提供証明書 ② 医療費控除確定申告用領収書	① 1 枚　300 円 ② 1 枚　750 円
対象エリア外サービス	通常の事業の実施区域を越えてサービスの提供をいたします。送迎実施区域を越えた地点より料金が発生します。(要相談)	1ｋｍ　250 円
外来者食事サービス	ご家族や当事業所ご来館の方へ、お食事を提供いたします。(食材の状況により提供できない場合があるため要相談)	昼食　700 円／食
利用者食事代	当事業所をご利用されるご利用者へお食事・おやつ・飲み物を提供いたします。	昼食　870 円／食
行事食（季節の食事会）	毎月１回、いつもと趣を変え、一品多く季節の味覚をご賞味いただけます。	１回　200 円 （税別）
オムツ代	当事業所ご利用中に必要となった場合に使用いたします。①パッド　②紙オムツ　③リハビリパンツ	① １枚　100 円 ② １枚　150 円 ③ １枚　200 円
理美容のご利用	カットやカラー等ができます。	実費

（注）価格上昇及び消費税等により金額の変動有り